

令和8年度 西尾市一般廃棄物処理実施計画

第1 基本的事項

1 計画区域

西尾市全域

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込

(1) ごみ及び資源物

単位：t

区 分		発生量（処理量）
家 庭 系 資 源 物		44,909
	可燃ごみ	33,240
	不燃ごみ（埋立ごみ含む）	1,265
	粗大ごみ	2,521
		7,883
	プラスチック資源	831
	空き缶	212
	空きびん	769
	紙類	2,482
	布類	179
	大部分が金属・スプレー缶	87
	小型家電	418
	ペットボトル	391
	白色トレイ	37
	電池類・蛍光管	67
	食用植物油	8
剪定枝等	1,572	
クリーンセンター分別資源	830	
事 業 系		18,391
	可燃ごみ	16,807
	不燃ごみ	37
	粗大ごみ	873
	資源物	674
合 計		63,300

(2) し尿及び浄化槽汚泥

単位：k l

区 分	発生量(処理量)
し 尿	9 7 4
浄化槽汚泥	2 8, 3 5 9
合 計	2 9, 3 3 4

4 一般廃棄物の分別区分及び処理主体

区 分		収集・運搬	中間処理	資源化・最終処分			
ごみ	家庭系	可燃ごみ	直営・委託	西尾市 クリーンセンター	資源化：市が委託 埋立処分：市内最終処分場又は市が委託		
		一時多量ごみ等	自己搬入許可業者				
		不燃ごみ	直営・委託				
	一時多量ごみ等	自己搬入許可業者					
	粗大ごみ	自己搬入許可業者 戸別有料収集					
	資源物	プラスチック資源	直営・委託	西尾市 クリーンセンター	市が資源化を委託		
		空き缶	委託	—	資源として売却		
		空きびん					
		紙類					
		布類					
		大部分が金属・スプレー缶					
		小型家電					
		ペットボトル				西尾市 クリーンセンター	市が資源化を委託
		白色トレイ				(福)くるみ会	資源として引き渡し
	電池類・蛍光管	—				市が資源化を委託	
食用植物油	—	資源として売却					
事業系	可燃ごみ	自己搬入許可業者	西尾市 クリーンセンター	資源化：市が委託			
	不燃ごみ			埋立処分：市内最終処分場又は市が委託			
	粗大ごみ			埋立処分：市内最終処分場又は市が委託			
し尿	し尿	委託	西尾市 浄化センター	浄化槽汚泥：クリーンセンターにて焼却			
	浄化槽汚泥	許可業者		処分後埋め立て処分 処理水：公共下水道			

5 委託・許可件数

単位：件

		収集運搬	中間処理	最終処分	合計
ごみ	委託(法第6条の2・別表1)	18	0	2	20
	許可(法第7条・別表2)	37	5	0	42
し尿	委託(法第6条の2・別表1)	7	0	0	7
	許可(法第7条、浄化槽法第35条第1項・別表2,3)	8	0	0	8

6 一般廃棄物処理計画で定める場所

西尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第14条の2第1項で定める「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」とは次の場所とする。

(1) 可燃ごみステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうちの可燃ごみ集積場所

(2) 不燃ごみステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうちの不燃ごみ集積場所

(3) 資源ステーション

町内会等が西尾市へ申請して設置した家庭ごみのうち資源物(プラスチック資源、空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、食用植物油、その他不燃ごみ、埋立ごみ)の分別集積場所(地区により収集対象に違いがある。)

(4) 常設資源ステーション

常設資源ステーションは、西尾市が設置した次の4か所とする。

家庭から排出された資源物(空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、電池類、蛍光灯、食用植物油(西尾地区除く。))の分別集積場所。

- ・米津地区常設資源ステーション(設置場所 西尾市米津町蔵屋敷 11-22)
- ・西尾地区常設資源ステーション(設置場所 西尾市寄住町下田 22)
- ・平坂地区常設資源ステーション(設置場所 西尾市平坂町鳥取 7-2)
- ・吉良地区常設資源ステーション(設置場所 西尾市吉良町吉田上島津 39-1)

第2 ごみ処理実施計画

1 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

(1) ごみ減量の推進(ごみの資源化)

- ・分別を徹底し、可燃ごみ、不燃ごみへの資源物混入率を下げる。
- ・プラスチック資源、空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、食用植物油を資源ステーションで回収する。
- ・ペットボトル、白色トレイを公共施設等で、電池類、蛍光灯については電器店等で拠点回収する。
- ・常設資源ステーションで空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、電池類、蛍光灯、食用植物油を回収する。

(2) 生ごみの減量化

- ・生ごみ処理器及び生ごみ処理機の購入補助を行う。
- ・各家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進するため「ぼかし」を配布する。

- ・生ごみ3きり運動（水切り・使い切り・食べきり）の啓発を行う。
 - ・食品ロス削減及びフードドライブの情報提供、啓発を行う。
- (3) 各種団体が実施する資源回収活動の支援
資源の再利用を推進するため、自主的に資源回収を実施するPTA、子ども会等の各種団体に対する活動支援を行う。
- (4) プラスチック資源分別の推進
可燃ごみとの適正な分別を図り、より一層の資源化を推進するため、プラスチック製容器包装に加えて、プラスチック使用製品を回収する。
- (5) 環境教育及び啓発活動の実施
- ・小学校出前講座（レスキュー530）を実施する。
 - ・資源・ごみ分別アプリ（さんあ〜る）の利用を促進し、プッシュ型による資源やごみの分別方法、収集日などの情報提供を行う。
 - ・町内会等へごみ減量の出前講座を実施する。
 - ・ホームページや西尾市LINE公式アカウント、インスタグラムを活用し、資源物回収量や分別方法などについて情報提供、周知を行う。
- (6) 事業系ごみ減量の推進
- ・廃棄物の適正処理を推進するため、「ごみステーション」への事業系ごみの排出を禁止するとともに、クリーンセンターへの事業系ごみ搬入物の検査を行う。
 - ・紙の資源化を促進するため、クリーンセンターにおいて、紙の搬入規制を行う。
 - ・飲食店や小売店の食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減協力店を募集し、周知する。

2 分別収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分と一般廃棄物の適正な処理並びにこれを実施する者に関する基本的事項

- (1) 可燃ごみ、プラスチック資源
一般家庭から排出される可燃ごみ及びプラスチック資源は、市長の指示する日時にごみ指定袋により可燃ごみステーション又は資源ステーションに排出する。
- (2) 不燃ごみ
一般家庭から排出される不燃ごみは、市長の指示する日時に西尾地区はごみ指定袋により不燃ごみステーションに排出し、一色地区（佐久島を除く。）、吉良地区及び幡豆地区は資源ステーションの「その他不燃ごみ」コンテナに排出する。
- (3) 埋立ごみ
一般家庭から排出される多量の陶磁器類、ガラス類等資源化されない埋立ごみは、市内の一般廃棄物最終処分場に自己搬入する。少量の埋立ごみは、西尾地区はごみ指定袋で不燃ごみステーションに排出し、一色地区（佐久島を除く。）、吉良地区及び幡豆地区は資源ステーションの「埋立ごみ」コンテナに排出する。
- (4) 資源物
資源物については以下の分別の方法により収集する。

- ① 空き缶は、資源ステーションのコンテナに排出する。
- ② 空きびんは、茶色、透明、その他の3種類に分別し、資源ステーションのコンテナに排出する。
- ③ 紙類は、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、雑がみの5種類に分別し、資源ステーションに排出する。
- ④ 布類は、資源ステーションに排出する。(西尾地区を除く。)
- ⑤ 大部分が金属、スプレー缶、小型家電は、資源ステーションのコンテナに排出する。
- ⑥ ペットボトル、白色トレイは、拠点及び資源ステーションに排出する。
- ⑦ 電池類、蛍光灯は、拠点に排出する。(資源ステーションの排出は、一色・幡豆地区のみ。)
- ⑧ 食用植物油は、資源ステーションに排出する。(一色地区のみ。)
- ⑨ 常設資源ステーションでは、空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、電池類、蛍光灯、食用植物油(西尾地区常設資源ステーションを除く。)を回収する。

(5) にこやか収集

家庭から排出されるごみ等を所定のごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯に対して、にこやか収集により、週1回、市がごみの回収支援を行う。

(6) 粗大ごみ

粗大ごみは、西尾市クリーンセンターへ自己搬入するものとする。ただし、自己搬入できない場合は、1個につき1,040円で市が収集する。

(7) 佐久島地区のごみ収集

佐久島地区においては、前(1)から(6)によらず、可燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック資源、空き缶、空きびん、紙類、布類、大部分が金属、スプレー缶、小型家電、ペットボトル、白色トレイ、電池類、蛍光灯、食用植物油、その他不燃ごみ、埋立ごみの分別収集を、台船を使用し月1回行う。

(8) し尿及び浄化槽汚泥

し尿の収集運搬は、戸別に月1回又は臨時に実施し、浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者が戸別に実施する。また、浄化槽の清掃は、許可業者が実施する。

(9) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保できるため、原則、一般廃棄物収集運搬業の新規許可はしない。

3 収集運搬計画

A 可燃ごみ収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区
月・木	西尾、花ノ木、福地、 寺津、鶴城	排水路西側	吉田、白浜 荻原（饗庭・荻西）	東幡豆 寺部
火・金	三和、室場、中畑 矢田、平坂、八ツ面 米津、西野町	排水路東側	横須賀、津平 荻原（荻東・富八）	西幡豆 鳥羽
毎月1回		佐久島		

B 不燃ごみ収集日程

(西尾地区)

毎月 曜日	第1・第3	第2・第4
水	西尾、三和、室場、矢田、平坂、 八ツ面	中畑、花ノ木、福地、寺津、鶴城、 米津、西野町

C プラスチック資源収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区
月	中畑、米津、平坂			
火	花ノ木、寺津			
水	西野町、鶴城、矢田	全域	全域	全域
木	八ツ面、三和、室場			
金	西尾、福地			
毎月1回		佐久島		

D 資源物収集日程

地区 曜日	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	
毎月第1・3	月	西野町		西幡豆	
	火	鶴城、福地			
	水	米津、中畑		東幡豆(桑畑組除く)	
	木	寺津		横須賀(1・2・7・8区) 津平	
	金	花ノ木		吉田	桑畑組、寺部、鳥羽
毎月第2・4	月	矢田		西幡豆	
	火	西尾	西部		
	水	三和、室場	中部		東幡豆(桑畑組除く)
	木	平坂	南部	横須賀(3・4・5・6区) 荻原(荻東・富八)	
	金	八ツ面	東部	白浜 荻原(饗庭・荻西)	桑畑組、寺部、鳥羽
毎月1回		佐久島			

幡豆地区：第1・3の該当曜日（空き缶、空きびん、埋立ごみ、その他不燃ごみ、大部分が
金属など金物類、スプレー缶、小型家電）
第2・4の該当曜日（紙類、布、ペットボトル、白色トレイ）

4 一般廃棄物最終処分場の整備に関する事項

埋立ごみの最終処分は、平原地区一般廃棄物最終処分場、一色地区一般廃棄物最終処分場、吉良地区一般廃棄物最終処分場及び幡豆地区一般廃棄物最終処分場で行うものとし、埋立方式は、平原地区はセル方式、一色地区、吉良地区及び幡豆地区はサンドイッチ方式とする。

各最終処分場は、受入廃棄物の適正化と分別の徹底を推進することにより、その延命を図るものとする。

一般廃棄物最終処分場の概要

名 称	平原地区一般廃棄物最終処分場	一色地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	西尾市平原町花籠 60 番地 1	西尾市一色町細川四ノ割 1 番地
埋立総面積	16,800 m ²	10,000 m ²
全体容量	146,000 m ³	49,000 m ³
残余容量 (令和6年度末)	100,960 m ³	15,925 m ³
埋立方式	セル方式	サンドイッチ方式
名 称	吉良地区一般廃棄物最終処分場	幡豆地区一般廃棄物最終処分場
所 在 地	西尾市吉良町饗庭二本松 1 番地	西尾市鳥羽町笹頭 49 番地 1
埋立総面積	9,400 m ²	7,100 m ²
全体容量	46,500 m ³	38,824 m ³
残余容量 (令和6年度末)	18,339 m ³	18,263 m ³
埋立方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式

別表1 委託業者

(1) ごみ収集運搬業者

名称	所在地
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
ナミキリ	西尾市西幡豆町中央台 121 番地
株式会社コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城 11 番地
有限会社ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

(2) し尿収集運搬業者

名称	所在地
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
株式会社一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

(3) 資源物収集運搬業者

名称	所在地
協同組合西尾リサイクル	西尾市下町申塚 22 番地 1
公益社団法人西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木 2 丁目 1 番地
井上商店	西尾市一色町前野東浦 67 番地
棚田商店	西尾市一色町味浜西乾地 123 番地 2
有限会社清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社澤商店	西尾市徳永町西側 71 番地
株式会社西三河資源	西尾市吉良町富好新田役地 28 番地 2
株式会社梅田商店	西尾市西幡豆町見影田 98 番地 127

(4) 最終処分業者

名称	所在地
公益財団法人愛知臨海環境整備センター	知多郡武豊町字三号地 1 番地
三重中央開発株式会社 ※1	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713 番地
新日本電工株式会社 ※2	茨城県鹿嶋市大字光 4 番地

※1 西尾市クリーンセンターから三重中央開発株式会社までの飛灰の運搬も含む。

※2 西尾市クリーンセンターから新日本電工株式会社までの飛灰の運搬は、株式会社東亜環境コーポレーション（神奈川県海老名市杉久保南 5 丁目 16 番地 12 号）が行う。

別表2 一般廃棄物処理許可業者

(1) ごみ収集運搬

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条による

名称	所在地
株式会社ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風 23 番地 1
有限会社エリアサービス	岡崎市真宮町 3 番地 16
株式会社朋栄社	碧南市相生町 2 丁目 115 番地
サンエイ株式会社	刈谷市桜町 3 丁目 3 番地
ヒラテ産業有限会社	刈谷市大正町 6 丁目 203 番地
公益社団法人西尾市シルバー人材センター	西尾市花ノ木 2 丁目 1 番地
神谷組	西尾市丁田町杳左 18 番地
澤住建	西尾市下矢田町円入庵 13 番地
西尾衛生株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社村松商店	西尾市尾花町前砂地 14 番地
社会福祉法人くるみ会	西尾市野々宮下宮東 11 番地 4
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
有限会社平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
有限会社澤商店	西尾市徳永町西側 71 番地
有限会社大宝産業	西尾市一色町対米船原 7 番地
有限会社あいち商會	西尾市中畑町神明前 5 番地 3
株式会社一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
グリーン開発有限会社	西尾市岡島町宮西 103 番地
株式会社コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城 11 番地
株式会社東かい建材	西尾市吉良町富田江ヶ原 8 番地 1
吉良開発株式会社	西尾市吉良町宮迫大迫 105 番地
吉田設備	西尾市吉良町吉田西郷 2 番地
三河産業株式会社	西尾市吉良町上横須賀宮前 46 番地
兼子建設株式会社	西尾市吉良町吉田上浜 13 番地
ディリー株式会社	安城市二本木町東切替 63 番地
株式会社三鈴クリーンアップ	西尾市平坂町長堀町 61 番地 1
モリシン株式会社	西尾市吉良町吉田東郷 35 番地 1
株式会社大久保東海	岡崎市宮地町字北浦 33 番地
株式会社アシタ	碧南市大浜上町一丁目 60 番地
株式会社梅田商店	西尾市西幡豆町見影田 98 番地 127
株式会社レリック	東海市名和町一番割上 84 番地 4
ホームックス株式会社	豊田市松ヶ枝町三丁目 30 番地

名称	所在地
株式会社エヌティエーグループ	西尾市一色町味浜屋下 15 番地 10
合同会社 Re. NK	西尾市一色町一色山荒子 31 番地 2
鈴博建設株式会社	西尾市吉良町上横須賀宮前 163 番地
有限会社マルヤス土木	西尾市吉良町白浜新田寺西登 14 番地 2

(2) 中間処理

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条による

名称	所在地
社会福祉法人くるみ会	西尾市野々宮下宮東 11 番地 4
有限会社グリーンファイブ	西尾市齊藤町郷中 18 番地 2
吉良開発株式会社	西尾市吉良町宮迫大迫 105 番地
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
松治木材株式会社	西尾市一色町対米中野 29 番地

(3) 浄化槽汚泥収集運搬

許可業務：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条による

名称	所在地
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1

別表 3 浄化槽清掃業許可業者

許可業務：浄化槽法第 35 条第 1 項による

名称	所在地
株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑 36 番地 1
西尾衛生株式会社	西尾市熊味町北十五夜 17 番地
有限会社平坂浄化槽維持管理センター	西尾市平坂町丸山 29 番地
株式会社一色厚生社	西尾市一色町一色山荒子 28 番地
有限会社一色町浄化槽管理センター	西尾市一色町前野新田 25 番地 1
有限会社清和サービス	西尾市吉良町吉田桐杭 37 番地 1
有限会社コスモエコサービス	西尾市吉良町下横須賀加長割 47 番地 4
有限会社ハズカンキョウ	西尾市東幡豆町四ツ割 28 番地 1